

## 就 労 確 約 書

このたびの保育所等の施設（保育所、認定こども園（保育部分）、家庭的保育事業、小規模保育事業等）利用申込にあたり、現在就労していませんが **1 ヶ月 6 4 時間以上の就労**を前提として就職活動を行い、保育所等の施設の利用承諾がされ次第、必ず就労いたします。

また、教育・保育給付認定期間は、教育・保育給付認定期間の初日から 9 0 日を経過する日が属する月の末日までの期間となることを了承いたします。

なお、教育・保育給付認定期間内に就労できなかった場合には、保育所等の施設を退所します。

令和 年 月 日

行田市福祉事務所長 様

（施設（事業者）長 宛）

住 所

氏 名